

申請に対する処分

処分名	委託業務等入札参加資格審査申請の受理
根拠法令	奄美市委託業務等に係る指名競争入札参加資格審査要綱
所管課	企画調整課

1 審査基準

(1) 次のいずれかに該当する場合を除き、何人も申請を行うことができる。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、奄美市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により、奄美市の指名競争入札に参加させないこととされた者

エ 申請しようとする業種について、必要となる許可を受けていない者

オ 本市が課税する市税等を滞納している者

(2) 申請の方法

委託業務等入札参加資格審査申請書及び次に該当する関係資料一式を提出する。

ア 営業概要書

イ 受注希望業種

ウ 業務経歴書

エ 資格・許可等登録状況一覧表

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 財務諸表

ク 委任状

ケ 償却資産申告受理証明書

コ 社会保険料又は国民年金保険料納付証明書

(3) 許認可等の要件

審査基準に該当し、上記申請書及び関係書類一式に不備がない場合には申請を受理する。

2 標準処理時間

1 日